



## 施設カルテ記載項目の説明

### 施設カルテ

#### 施設利用状況

項目				備考
年間利用者数				
年間利用可能人数				
利用率				
年間利用時間				
年間利用可能時間				
稼働率				
年間利用コマ数				
年間利用可能コマ数				
稼働率				
稼働実績				
年間利用可能数				
稼働率				

21

#### 財務情報

項目	対象経費	人工		金額		備考		
		人工	金額	人工	金額	人工	金額	
22 歳入	収入	補助金・交付金						
		使用料・手数料						
		賃貸料・目的外使用料						
		その他収入						
歳入合計①								
23 歳出	人件費	一般職						
		会計年度任用職員						
		人件費合計	/		/		/	
	物件費	需用費	消耗品費					
			燃料費					
			印刷製本費					
			光熱水費					
			修繕費					
		役務費	通信運搬費					
			手数料					
			保険料					
			委託料					
			使用料及び賃借料					
			原材料費					
備品購入費								
その他								
物件費合計								
歳出合計②								
24 収支 ① - ②	収支							
	対前年度比							
25 負担額	面積1㎡当たり							
	利用者1人当たり							
	市民1人当たり							

# 施設カルテ記載項目の説明

## 施設カルテ

### 建物情報

棟 番号	建物名称	建築年	築年数	構造	階数		延床面積	所有区分
					地上	地下		
1	26	27	28	29	30	31	32	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

### 建物改修等情報

	実施年度	改修等内容	費用	備考
1	33	34	35	36
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

# 施設カルテ記載項目の説明

## 施設カルテ

### 施設評価情報

37	施設名		所管課	
----	-----	--	-----	--

38	運営目標			
		指標	指標設定の考え方	

39	目標数	前年度実績	目標の達成度

40	評価項目	建物周囲 <small>※掘・駐車場等</small>	屋根屋上	建物躯体	建物外部 <small>※外壁等</small>	建物内部 <small>※天井/内壁/床等</small>	建物設備 <small>※給排水/空調/衛生等</small>	その他 工作物 <small>※グラウンド/遊歩道等</small>
	老朽化度評価							
	評価基準							

41	評価項目	地域限定性	市民必要性	市民公共性
	利用状況評価			
	評価基準			

42	評価項目	設置目的との整合性	行政関与の必要性	機能/サービス提供の 代替性	目標利用者数の 達成度	維持管理における 市民の参画度
	必要性評価					
	評価基準					

43	評価項目	維持管理コストの妥当性	受益者負担の妥当性
	維持管理コスト評価		
	評価基準		

## 施設カルテ記載項目の説明

### 施設基本情報

No.	項目	説明
1	施設名	施設の名称です。
2	施設外観	施設の外観写真です。
3	所管部署	施設の所管部署名です。
4	大分類	真庭市が作成している、「公共施設等総合管理計画 基本方針編」及び「公共施設再配置方針」で用いている施設分類を基準にして、施設を用途ごとに大分類・中分類に分類しています。
	中分類	
5	地区、所在地	施設のある地区と所在地です。（関係する施設が複数ある場合は、主たる施設の所在地を記載しています。）
6	施設形態	施設の機能が単独である場合は「単独施設」。異なる機能を有する施設が同じ建物内にある場合は「複合施設」。異なる機能を有する施設が同じ敷地内や隣接敷地にある場合は「併設施設」と記載しています。
	複合/併設	複合施設、併設施設の施設の名称を記載しています。
7	設置根拠	施設を設置する根拠条例を記載しています。
	設置目的	施設の設置目的を記載しています。
8	事業内容	施設の事業内容を記載しています。
9	延床面積	施設の延床面積です。複数棟からなる施設は全棟の延床面積の合計です。
	建物建築年（築年数）	施設の建築年です。複数棟からなる施設で、各棟の建築年数が異なる場合は、主たる施設の建築年としています。築年数は、建築年から令和6年3月31日までの経過年数としています。
	建物構造	複数棟からなる施設は、主たる建物の構造です。
	階数	複数棟からなる施設は、主たる建物の階数です。
	耐震性の有無	複数棟からなる施設は、主たる建物の建築年により耐震性の有無を判断して記載しています。 ・昭和56年(1981年)5月31日まで「旧耐震基準」により「無」。 ・昭和56年(1981年)6月1日以降「新耐震基準」により「有」。
	耐震基準	複数棟からなる施設は、主たる建物の建築年により耐震基準を判断して記載しています。 ・昭和56年(1981年)5月31日まで「旧耐震基準」。 ・昭和56年(1981年)6月1日以降「新耐震基準」。
	耐震診断の有無	複数棟からなる施設は、主たる建物の耐震診断状況を示しています。 昭和56年6月1日以降に新耐震基準により建築された施設は「該当なし」、それ以前の施設は「実施済」、または「未実施」としています。
	耐震診断実施年	耐震診断の実施年を記載しています。また、耐震診断を実施した施設は診断結果としてIs値を記載しています。
	I s値	耐震診断の結果 I s値を記載しています。 ・ I s値（構造耐震指標）とは、耐震診断により、建物の耐震性能を示す指標で I s値0.6以上で耐震性能を満たすとされています。
	耐震改修の有無	複数棟からなる施設は、主たる建物の耐震改修状況を示しています。 昭和56年6月1日以降に新耐震基準により建築された施設は「該当なし」、それ以前の施設は「実施済」、または「未実施」としています。
耐震改修実施年	耐震診断の実施年を記載しています。	
10	選挙投票所	複数棟からなる施設は、主たる建物が選挙投票所として使用されている場合は、「投票所使用あり」と記載しています。
11	階段昇降機	階段昇降機が設置されているか、いないかです。
	出入口自動ドア	施設出入口に自動ドアが設置されているか、いないかです。
	出入口スロープ	施設出入口にスロープが設置されているか、いないかです。
	福祉エレベーター	福祉エレベーターが設置されているか、いないかです。
	点字ブロック/タイル	施設内外の通路に点字ブロック、タイルが設置されているか、いないかです。
	歩行補助手すり	施設内外の通路や階段などに歩行補助手すりが設置されているか、いないかです。
	多目的トイレ	トイレのバリアフリー化の状況です。 ・多目的は、身障者用に加えて、オストメイト対応の設備、オムツ替えシート、ベビーチェア等を備えているものです。
12	面積	敷地面積のうち、市有地または借地の面積を記載しています。
13	運営形態	真庭市が運営している場合は「直営」、真庭市から指定を受けた民間事業者等が運営する場合は「指定管理」、真庭市から委託を受けた民間事業者等が運営する場合は「委託」としています。
	委託先/指定管理者	指定管理の場合は、指定管理者名。委託の場合は、委託先名を記載しています。

## 施設カルテ記載項目の説明

14	駐車台数	施設利用者（来訪者）の駐車可能台数です。
	障害者用駐車区画	障害者用駐車区画の有無、及び駐車可能台数です。
	駐輪台数	施設利用者（来訪者）の駐輪可能台数です。
15	開館時間	市民が利用できる時間です。
	開館日数	4月から翌年3月までの1年間における市民が利用できる日数です。
	休館日	施設の定休日です。その他の休日期間等を記載しています。
16	避難場所	災害の危険から緊急に逃れるための場所として指定されている場合、「洪水〇、土砂〇」などで示しています。
	避難所	被災者が一定期間滞在するための施設として指定されている場合、「洪水〇、土砂〇」などで示しています。
17	土砂災害警戒区域	洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域の指定があるか、ないかです。指定がある場合は、その種類を記載しています。
18	AED	施設にAED（自動体外式除細動器）の設置があるか、ないかです。
19	太陽光発電	太陽光発電設備がある場合は「有」。無ければ「無」としています。
	LED照明	LED照明となっている場合は「有」。無ければ「無」としています。
	省エネエアコン	省エネエアコンが設置されている場合は「有」。無ければ「無」としています。
	節水トイレ	節水トイレが設置されている場合は「有」。無ければ「無」としています。
	その他省エネ設備	その他省エネ設備の整備等がされている場合は、その整備（設置）状況を記載しています。
20	特記事項	施設に関する特記すべき内容や課題等について記しています。

### 施設利用状況

21	年間利用者数	施設全体の年間延べ利用者数です。
	年間利用可能人数	施設全体の年間利用可能人数です。
	利用率	年間利用者数と年間利用可能人数から算出した利用率です。（年間利用者数÷年間利用可能人数）
	年間利用時間	施設の年間延べ利用時間です。
	年間利用可能時間	施設の年間の利用可能時間です。
	稼働率	年間利用時間と年間利用可能時間から算出した稼働率です。（年間利用時間÷年間利用可能時間）
	年間利用コマ数	利用可能コマ数は、貸室の貸し出し単位（コマ）を午前・午後・夜間というように区分した場合の利用可能なコマ数です。 例：貸室が3部屋あり、利用区分が午前と午後の2区分の場合、1日あたりの利用可能コマ数は6コマです。利用コマ数は、主催事業や個人・団体活動で実際に部屋を利用したコマ数になります。
	年間利用可能コマ数	
	稼働率	年間利用コマ数と年間利用可能コマ数から算出した利用率です。（年間利用コマ数÷年間利用可能コマ数）
	備考	年間可能人数や、年間利用可能時間などの算出根拠を記載しています。

### 財務情報

22	補助金・交付金	国、県等から補助金・交付金の交付を受けている場合、その額を記載しています。
	使用料・手数料	施設使用料の額。窓口サービス等の手数料収入の額です。
	賃貸料・目的外使用料	施設賃貸料の額。施設の目的外使用料の額です。 ・行政財産は、施設の設置目的又はその用途以外に使用することができませんが、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができますとされています。目的外使用料は、この場合に徴収する使用料です。
	その他収入	その他コピー代等の収入の額です。
23	一般職	各年度の施設の維持管理、運営に直接携わる一般職の人数（人工）と、その人件費の額です。
	会計年度任用職員	各年度の施設の維持管理、運営に直接携わる会計年度任用職員の人数（人工）と、その人件費の額です。
	消耗品費	事務・維持管理にかかる消耗品費の額です。
	燃料費	施設運営にかかる燃料費の額です。
	印刷製本費	事務・施設運営にかかる印刷製本費の額です。
	光熱水費	事務・施設運営にかかる電気・上下水道料金の額です。
	修繕料	建物及び設備等の修繕費の額です。
	通信運搬費	事務・施設運営にかかる電話代等の通信運搬費の額です。
手数料	施設・備品維持にかかる手数料の額です。	

## 施設カルテ記載項目の説明

23	保険料	施設の維持管理にかかる保険料の額です。
	委託料	施設の清掃、警備、保守点検などの委託料の額です。
	使用料及び賃借料	土地、パソコン、コピー機などの使用料及び賃借料の額です。
	原材料費	施設維持にかかる原材料費の額です。
	備品購入費	事務・施設運営にかかる備品購入費の額です。
	その他	施設運営等にかかる職員人件費以外の報酬、賄い費などの、その他の費用の額です。
	※指定管理施設については、施設を維持していくうえで必要な経費として、市側と指定管理者側の費用の合計額を項目ごとに記載しています。	
24	収支	各年度の歳入・歳出の差額です。
	対前年度比	各年度の歳入・歳出の差額の対前年度比です。
25	負担額	<p>・面積1㎡当たりは、各年度の歳出合計（人件費+物件費）を建物の延床面積合計で割った額です。</p> <p>・利用者1人当たりは、各年度の利用者人数と、使用料・手数料の額で割った額です。</p> <p>・市民1人当たりは、各年度の歳出合計から歳入合計を引いた額から各年度の受民基本台帳人口で割った額です。          ※令和3年度は、令和4年1月1日現在の住民基本台帳人数 43,424人を使用。          ※令和4年度は、令和5年1月1日現在の住民基本台帳人数 42,586人を使用。          ※令和5年度は、令和6年1月1日現在の住民基本台帳人数 41,685人を使用。</p>

### 建物情報

26	建物名称	棟ごとの建物の名称です。												
27	建築年	棟ごとの建築年です。築年数は建築年から令和6年3月31日までの経過年数としています。												
28	築年数	棟ごとの築年数です。												
29	構造	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <thead> <tr> <th>表示</th> <th>構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>W</td> <td>木造</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>鉄骨造</td> </tr> <tr> <td>RC</td> <td>鉄筋コンクリート造</td> </tr> <tr> <td>SRC</td> <td>鉄骨鉄筋コンクリート造</td> </tr> <tr> <td>CB</td> <td>コンクリートブロック造</td> </tr> </tbody> </table> 建物の構造は、左表の記号で記載しています。	表示	構造	W	木造	S	鉄骨造	RC	鉄筋コンクリート造	SRC	鉄骨鉄筋コンクリート造	CB	コンクリートブロック造
表示	構造													
W	木造													
S	鉄骨造													
RC	鉄筋コンクリート造													
SRC	鉄骨鉄筋コンクリート造													
CB	コンクリートブロック造													
30	階数	棟ごとの地上、地下の階数です。												
31	延床面積	棟ごとの延床面積です。												
32	所有区分	真庭市が全て所有している場合は、「真庭市」、借りている場合は「借家」と記載しています。												

### 建物改修等情報

33	実施年度	改修工事等を実施した年度です。
34	改修等内容	改修工事等の内容です。
35	費用	改修工事等の費用です。平成29年度から令和5年度に実施した修繕工事、改修工事の1件百万円以上のものを記載しています。
36	備考	改修工事等の備考です。

### 施設評価情報

37	施設名	評価の対象施設名を記載しています。
	所管課	施設所管課名を記載しています。
38	運営目標	施設の設置目的達成のため、施設全体をどのように運営していくか記載しています。
	指標	運営目標を達成するための指標を設定して記載しています。
	指標設定の考え方	指標設定の考え方を記載しています。
39	目標数（指標）	設定した評価指標を目標数として記載しています。
	前年度実績	目標数に対する前年度実績値を記載しています。
	目標の達成度（%）	目標の達成度を%で記載しています。

## 施設カルテ記載項目の説明

40	建物の老朽化度評価	<p>評価項目として、建物周囲（塀・駐車場など）、屋根・屋上、建物躯体、建物外部（外壁等）、建物内部（天井、内壁、床等）、建物設備（給排水、空調、衛生など）、その他の工作物（グラウンド、遊歩道等）について、職員による公共施設一斉点検や業者による定期点検結果を基に、建物の老朽化度の評価結果を記載しています。</p> <p>【評価基準】</p> <p>A = 概ね良好な状態を保っている          B = 部分的に老朽化、修繕検討必要          C = 広範囲に老朽化/大規模改修必要（安全上/機能上/不具合発生の兆し）</p>
41	施設の利用状況評価	<p>評価項目として、地域限定性、市民必要性、市民公共性について、施設所管課による施設の利用状況の評価結果を記載しています。</p> <p>【評価基準】</p> <p>●地域限定性：「施設の主な利用者がその施設の設置された地域住民に限られる程度」のことを言い、主な利用者の状況を基準に評価しています。</p> <p>A = 広く市内外からの利用が相当ある          B = 市内の他地域からの利用が相当ある          C = 主な利用者が施設設置地域（概ね大字程度）に限られている</p> <p>●市民必要性：「市民の当該施設に対する需要の程度」のことを言い、以下の観点から評価しています。</p> <p>・利用者数の現状及び市民利用者数の比率          ・利用者数の経年変化、増減状況</p> <p>A = 利用者のうち市民の比率が高く、利用者数も増加傾向にある          B = 利用者数の減少傾向は無いが、市民利用比率が低い傾向にある          C = 利用者数が減少しており、市民の利用も少ない</p> <p>●市民公共性：「当該施設を設置しておくことについて、市民から共感や支持が得られる程度」のことを言い、以下の観点から評価しています。</p> <p>・市民生活における不可欠性や重要性の程度          ・真庭市民全体（又は旧町村単位住民全体）に対する恩恵の程度</p> <p>A = 市民生活にとって不可欠又は重要な施設である          B = 市民生活にとって不可欠とは言えないが、市民生活をより豊かにする施設である          C = 一部の利用者のみ恩恵がある施設である</p>
42	施設(機能)の必要性評価	<p>評価項目として、設置目的との整合性、行政関与の必要性、機能・サービス提供の代替性、目標利用者数の達成度、維持管理における市民の参画度について、施設所管課による施設(機能)の必要性の評価結果を記載しています。</p> <p>【評価基準】</p> <p>●設置目的との整合性：社会経済状況の変化、当初の設置目的の達成度、利用内容や利用者の現状から当初の設置目的と現状との適合性を評価しています。</p> <p>A = 当初の設置目的と現状の施設活用が合っている場合          B = 当初の設置目的と現状の施設活用が概ね合っている場合          C = 当初の設置目的から現状の施設活用が乖離している場合</p> <p>●行政関与の必要性：以下の観点などから行政が管理運営すべき施設かどうかを評価しています。</p> <p>・総合計画やその他の市計画での位置づけはどうか。          ・市民生活や産業活動が円滑に行われるために必要かどうか。          ・提供するサービスが社会福祉を目的とするものかどうか。          ・市の伝統文化・歴史的資源などを活用しているかどうか。          ・コミュニティの活性化に貢献しているかどうか。など</p> <p>A = 行政の関与の必要性が高いと判断される場合          B = 行政の関与につき、一部見直しが必要と判断される場合          C = 行政の関与につき、全般的見直しが必要と判断される場合</p> <p>●機能・サービス提供の代替性：他の公共施設で代替できるかどうか、民間投資が困難なサービスか、民間に類似したサービスがあるかどうかなどを評価しています。</p> <p>A = 行政によるサービス継続が適当と判断される場合          B = 民間で提供ができる可能性が高いと判断される場合          C = サービス継続について見直しが必要と判断される場合</p> <p>●目標利用者数の達成度：設定した目標利用者数をどの程度達成したかを評価しています。</p> <p>A = 目標の80%以上達成している場合          B = 目標の50%から79%達成している場合          C = 目標の50%未満しか達成していない場合</p> <p>●維持管理における市民の参画度：市民の方などの協働による維持管理の状況（地域住民やボランティアなどの協力を得ているかどうか）を評価しています。</p> <p>A = 市民の参画度が高いと判断される場合          B = ある程度市民の参画があると判断される場合          C = 協力事例がなく、市民の参画度が低いと判断される場合</p>
43	施設維持管理コスト評価	<p>評価項目として、維持管理コストの妥当性、受益者負担の妥当性について、施設所管課による建物の老朽化度の評価結果を記載しています。</p> <p>【評価基準】</p> <p>・維持管理コストの妥当性</p> <p>A = 継続的に、コスト面の改善がみられる状況          B = コストの推移が安定している状況          C = 継続的に、コスト面の悪化がみられる状況</p> <p>・受益者負担の妥当性：利用料収入と維持・管理費用とのバランス状況の実績と推移から受益者負担の妥当性を評価しています。</p> <p>A = 適正な受益者負担がされていると判断される場合（年間維持・管理費用のうち利用料収入の割合が50%以上）          B = ある程度の受益者負担がされていると判断される場合（年間維持・管理費用のうち利用料収入の割合が30%～49%）          C = 受益者負担につき改善の必要性が高いと判断される場合（年間維持・管理費用のうち利用料収入の割合が30%未満）</p>